

●別件逮捕・勾留の学説

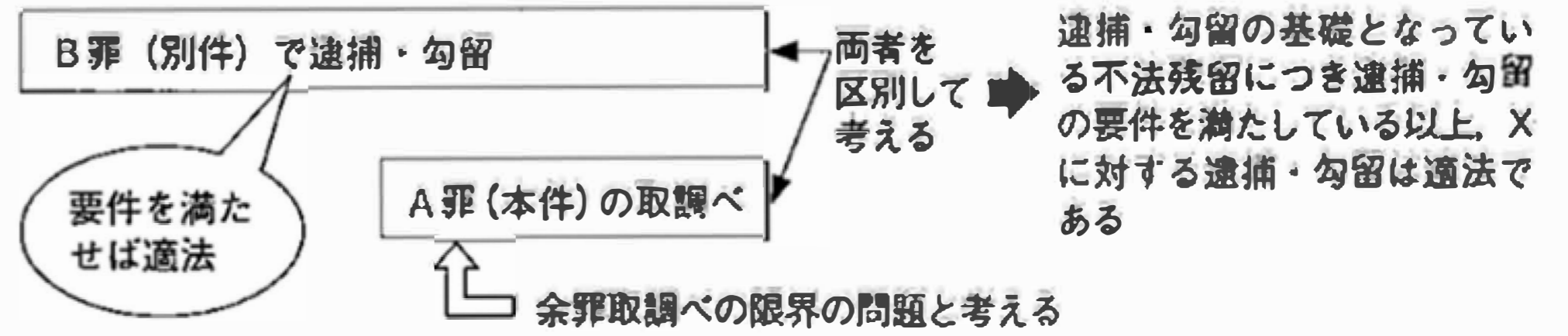
事例：Xは不法残留者であったが、放火事件の容疑者としてマークもされていた。

しかし、Xを放火事件で身体拘束するに足る嫌疑は存在していなかった。

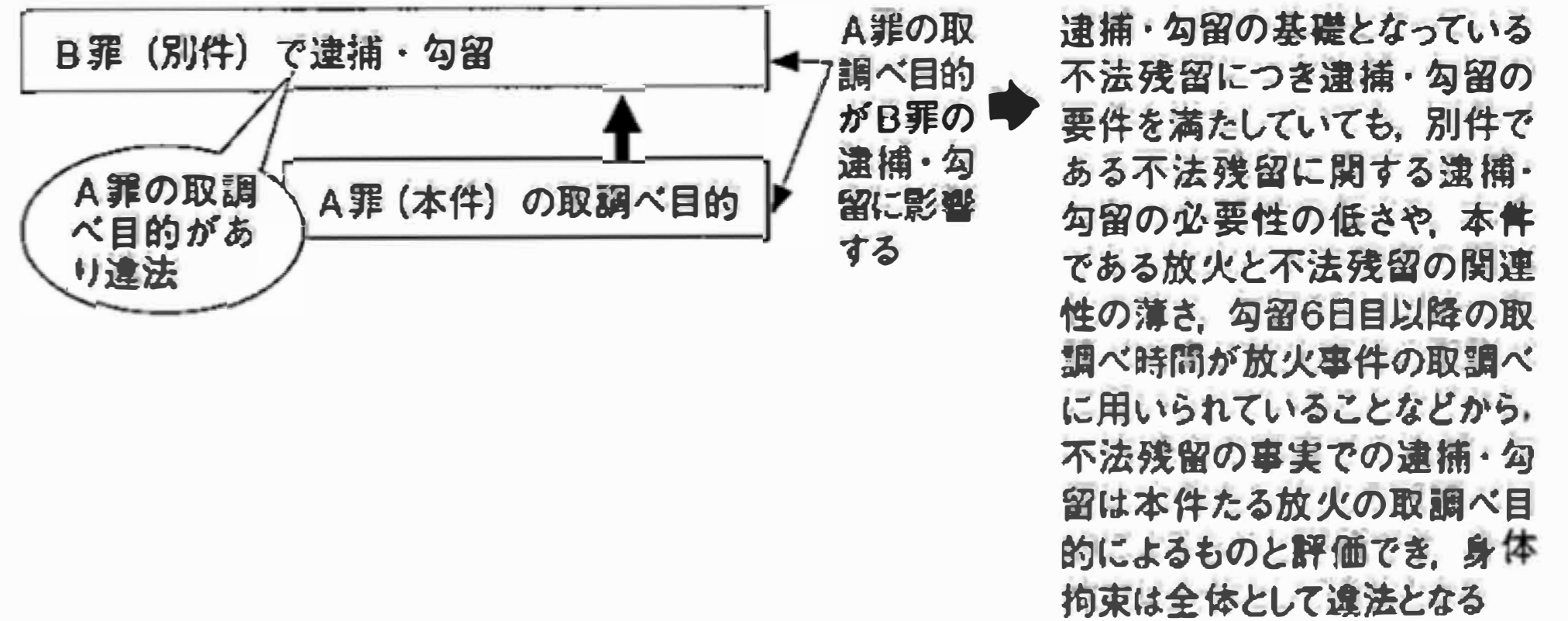
そこで、捜査機関は嫌疑が明白で逮捕・勾留の要件を満たしている不法残留の事実で逮捕・勾留した。不法残留に関する取調べは勾留3日目までに概ね終了し、勾留6日目以降は一日8時間の取調べのうち6時間は放火について取調べが行われた。

	意義	理由	帰結
別件基準説 (大阪高判昭47.7.17)	○別件が逮捕・勾留の要件を欠く場合のみ、別件についての身体拘束が違法 ○本件取調べ部分については、余罪取調べの問題として適法性を検討	i 逮捕・勾留の要件は、被疑事実ごとに審査されるべき ii 本件取調べの意図を令状審査段階で知ることとは困難	逮捕・勾留の基礎となっている不法残留の事実につき身体拘束の要件を満たしている以上、Xに対する逮捕・勾留全体は適法。そして、放火の事実に関する取調べについては、余罪取調べの問題として検討
本件基準説 (金沢地七尾支判昭44.6.3)	本件が身体拘束の要件を具備しない場合に、本件の取調べを目的として、要件を具備している別件で逮捕・勾留していると判断される場合に、身体拘束全体が違法 (考慮要素) ①別件の逮捕・勾留の必要性 ②別件と本件の関連性・軽重 ③本件の捜査状況 ④逮捕後の取調べ状況等の事情から、本件取調べ目的を認定	i 本件について令状審査が及んでおらず、実質的にみて令状主義を潜脱する ii 黙秘権を侵害し、自白強要のおそれがある iii 被疑者の身体拘束期間を厳格に法定した趣旨が失われる	①不法残留という犯罪の軽微性から、別件での逮捕・勾留の必要性は高くない ②放火と不法残留の関連性は薄く、かつ、犯罪に著しい軽重の差がある ③放火については十分な嫌疑がない ④勾留6日目以降は、専ら放火についての取調べに終始 ∴違法な別件逮捕・勾留となる
実体喪失説 (東京地決平12.11.13)	身体拘束の理由となった別件の捜査のために認められた身体拘束期間が、主として本件捜査のために利用されるに至った場合には、身体拘束はその時点から、令状に示された別件による身体拘束としての実体を喪失し、本件のための身体拘束となり、違法な別件逮捕・勾留と奪る	起訴前の身体拘束期間は、逮捕・勾留の理由とされた被疑事実について、被疑者の逃亡と罪証隠滅を阻止した状態で、起訴・不起訴の決定に向けた捜査を行うための期間 →この期間が、主として本件についての捜査に利用されている場合、身体拘束そのものが本件によるものと評価できる	勾留6日目以降の取調べでは、放火事件に関する取調べが8時間の取調べ時間のうち6時間を占めており、別件の捜査のために認められた身体拘束期間が、主として本件捜査のために利用されるに至ったと評価できる ∴勾留6日目以降の身体拘束は違法

【別件基準説】



【本件基準説】



【実体喪失説】

